

議第209号

京都市水路等管理条例の一部を改正する条例の制定について

京都市水路等管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年11月26日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市水路等管理条例の一部を改正する条例

京都市水路等管理条例の一部を次のように改正する。

第16条中「ことができる」を削る。

第17条第1項中「ことができる」を削り、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる流水占用料等の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその流水占用料等の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 前3項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則第2項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第17条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6

パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合，年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には，年7.3パーセントの割合）とする。

附則第3項から第5項までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市水路等管理条例の規定は，延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し，同日前の期間に対応するものについては，なお従前の例による。

提案理由

流水占用料等の延滞金の割合を改定する等の必要があるので提案する。